

「住宅リフォーム促進事業」

をご利用ください



「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を平成26年度も引き続き実施します。

「お風呂や台所を直したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築業、商業など関連産業への民間需要を呼び起こし、個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。

◆対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。共同住宅等は専有部分のみ対象（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）。

◆申し込みできる方

- 次の要件をすべて満たす方
- 町内に住所を有し、居住されている方
- 助成対象住宅を所有されている方（同一世帯の方を含む）

- 対象のリフォーム工事において国・県・町など、他の制度の補助などを受けていない方
- 町税や使用料、町の各種融資の償還に滞納がない方
- 過去にこの事業の助成を受けたことがない方（助成を受けたことがない住宅）

◆申し込みの条件

- 次の条件をすべて満たすもの
- 町内に本社を有する法人が個人の施工業者を利用
- 対象の工事費が20万円以上
- 交付決定後に着手し、年度内に完了する工事
- 公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続の場合は、下水道への接続が条件です

◆助成金額

- 対象工事費の10%（最高10万円）※千円未満切り捨て
- 助成金は町が指定する商品券で交付します

◆対象工事

- 次のいずれかに該当するもの
- 老朽化、災害等による住宅の修繕、改修、補修の工事
- 住宅の模様替えのための工事
- トイレ、台所、浴室等の改修工事（ただし、下水道接続工事など屋外工事は助成対象外）。
- 対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
- 日野祭を見るための棧敷窓設置

◆助成金の交付申請の方法

【申請書の受付】
4月16日（水）から先着順で随時受け付けます。

【申請に必要な書類】

- 住宅リフォーム助成金交付申請書および同計画書
- リフォーム工事をする建物の固定資産評価証明書など
- 町税等の完納証明書
- 工事見積書（見積金額の内訳が確認できるもの）
- リフォーム工事前の住宅の写真（工事予定箇所がわかるように撮ってください）
- 申請者の記載事項証明書（住民票）

申請書など必要書類は商工観光課にて配付します。申請方法等わかりにくい場合は、住宅リフォームの概要書類（見積書、図面等）をご持参の上、商工観光課へご相談ください。

◆その他

工事は、交付決定後に着手し、年度内（平成27年3月31日まで）に完了しなければなりません。また、助成金の増額による変更承認申請はできません。

◆問い合わせ先

商工観光課 商工観光担当
☎65562

平成25年度 リフォーム実施例



リフォーム後



リフォーム前